

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

令和8年度保険料について

後期高齢者医療制度ではみなさんの納める保険料が大切な財源となります。令和8年度から、『子ども・子育て支援金制度』が創設されたことにより、保険料は、これまでの医療分に子ども・子育て支援納付金分(以下「子ども分」という。)を加え、被保険者一人ひとりについて計算され、所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者が等しく負担する「均等割額」の合計となります。

<医療分>

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料 (賦課限度額 850,000円)
50,500円		基礎控除後の所得(※1) × 9.0%		

<子ども分>

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料 (賦課限度額 21,000円)
1,300円		基礎控除後の所得(※1) × 0.2%		

◎令和8年度の保険料の額は、税務課から7月中にお届けする保険料額決定通知書でご確認ください。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を差し引いた額です。

令和8年度保険料の軽減措置について

◆所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和8年度は次のとおりとなります。

世帯の所得額の合計	軽減割合	軽減後の均等割額
	上段(医療分)	上段(医療分)
	下段(子ども分)	下段(子ども分)
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数(※2)-1)以下の場合	7.2割	14,140円/年額
	7割	390円/年額
43万円+(31万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)以下	5割	25,250円/年額
	5割	650円/年額
43万円+(57万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)以下	2割	40,400円/年額
	2割	1,040円/年額